



総務省

その他の検討事項

(令和7年電気通信事業法・NTT法改正に伴う省令事項)

令和7年10月1日

事務局

- 本年2月の情報通信審議会（通信政策特別委員会）の最終答申において、NTT東西の業務範囲の規律の見直しと、そのセーフガード措置として、NTT再編時における累次の競争条件のうち必要なものを法定化することが適当である旨の提言。

2. 公正競争の確保の在り方①

－ 技術の進展等を踏まえてNTT東西の経営自由度を向上（業務範囲） －

- NTT東西の営業収益は、メタル固定電話が減少しFTTHも成熟する中で、**20年前の約2/3に減少**（約4.4兆→約2.8兆）。
- メタル固定電話では、長距離通信と地域通信など距離別に市場があったこと等を踏まえ、NTT東西の本来業務は、**県内通信（地域通信）に限定（県域業務規制）**。しかし、ブロードバンドやIP電話は、距離に依存しないIP網で提供され、**メタル固定電話も2025年1月までにIP網に移行し、距離別の料金・サービスはなくなる状況**。
- また、NTT東西の**本来業務以外の業務（活用業務）**は、その実施に**事前届出が必要**（本来業務や公正競争への支障を確認）。NTTは、地域の課題に（子会社等によることなく）ワンストップでソリューションを提供できるように、**活用業務の柔軟な実施を要望**。

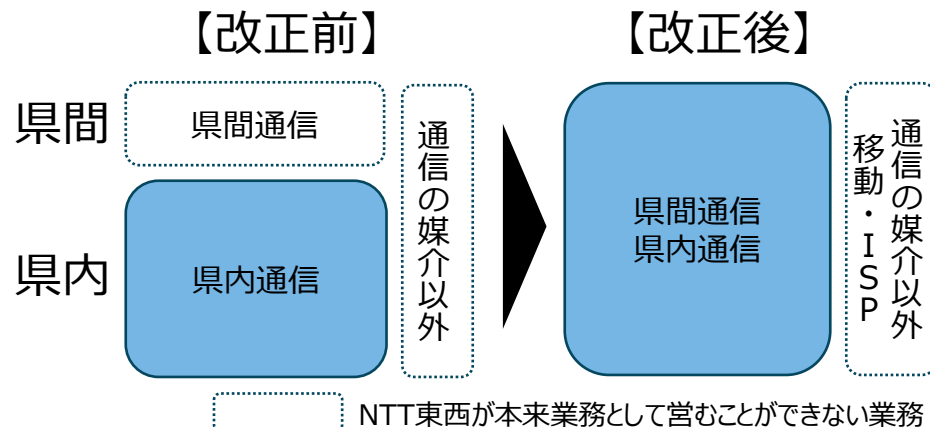
取組の方向性

- 技術の進展等を踏まえ、**経営自由度の向上を図る観点から、NTT東西の業務範囲規律について以下の緩和を行うことが適当**。
 - ① NTT東西の**県域業務規制を撤廃**する（東西分離は維持し、東日本/西日本内の通信を扱う業務を本来業務とする）。
 - ② **活用業務**については、その機動的な実施を可能とするため、**事前届出を見直し、事後検証**とする。
 - ③ また、NTT東西の**合併等の認可は**、（本来業務や公正競争への影響が少ない）**小規模な非電気通信事業者を対象外**とし、他の会社との合併等による機動的な事業の開始や拡大を可能とする。
 - ④ なお、**携帯電話業務やインターネット接続業務等は、引き続き禁止**し、その点を**法令上明確化**する。
- 上記規制緩和に伴うセーフガード措置として、電気事業法の例を参考に、NTT再編時等における累次の公正競争条件（在籍出向の禁止、グループ内外での不公平な取引条件の禁止等）のうち必要なものを法定化することが適当。

- **ブロードバンド・IP化の進展**により、NTT東西に対する県域業務規制が前提としていた**距離別の料金・サービスの提供によらない市場構造に変化し、県内業務と県間業務を区別する競争政策上の意義が希薄化**。
- **活用業務の類型化が進む中、その実施要件**（「本来業務の円滑な遂行」と「電気通信事業の公正競争の確保」に支障がないこと）は**維持しつつ、経営自由度の向上を図る観点から、事前届出を見直し、事後検証に見直し**。

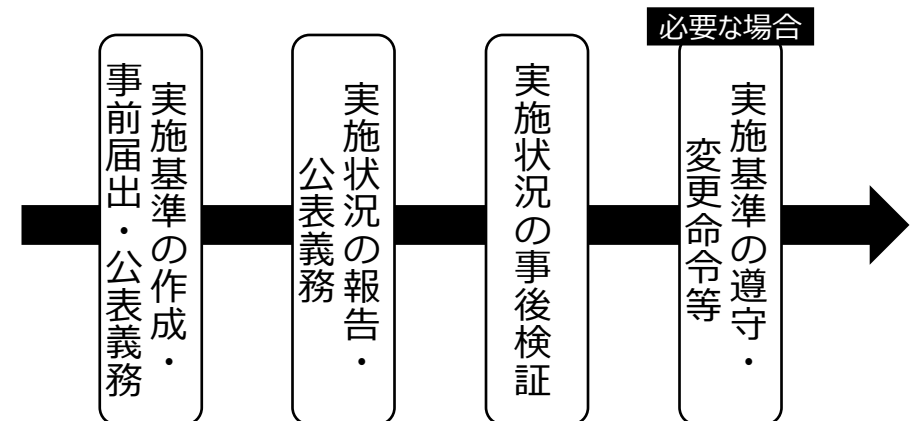
県域業務規制の撤廃

- **本来業務**について、**県域業務規制を撤廃**
- ただし、移動通信、ISPの**公正競争の確保に支障のある業務は、実施を認めないことを明確化**



活用業務の手続の簡素化・効率化

- **活用業務**について、個別業務ごとの**事前届出制から、実施基準に従って営むことができるよう緩和**
- 活用業務の実施状況については、**事後検証を実施**



※ 活用業務は、2001年のNTT法改正により、**地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術・職員を活用して行う業務**としてNTT東西は実施。

- 改正NTT法により活用業務に関する規定の見直しを踏まえ、活用業務の対象範囲（対象外となる業務の特定）、活用業務実施に係る実施基準、事後検証のための報告事項について規定する必要。

改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律に基づき省令において定めるべき事項

① NTT東西の活用業務の範囲について（第2条第7項から第13項まで）

- **活用業務等の対象外とする業務について**（p.5 第7項関係）
 - ✓ 本来業務として認められない移動通信業務・ISP業務に加え、活用業務として認められない業務等
- **NTT東西が営む活用業務の実施要件となる実施基準等について**（p.5 第8項関係）
 - ✓ NTT東西自らが策定する実施基準に記載すべき項目
- **活用業務の実施状況に係る報告事項について**（p.5 第11項関係）
 - ✓ 毎事業年度、実施基準に基づいて実施された活用業務のうち報告すべき項目

② その他

- 「**地域電気通信業務**」の**具体的範囲**（p.4 第2条第3項関係）
- **目的達成業務の事後届出化**（p.4 第2条第4項関係）
- **外資規制の遵守状況報告義務の創設**（p.6 第6条関係）
- **合併等の認可の緩和**（p.6 第11条関係）
- **NTT東西の重要設備譲渡等の認可の見直し**（p.6 第13条関係）

○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）

（事業）

第二条 （略）

2 （略）

3 地域会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 地域電気通信業務（その目的業務区域内において、基礎的電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七条に規定する基礎的電気通信役務をいう。）及びその他の電気通信役務（通信を媒介するものに限り、次に掲げる電気通信役務を除く。）を提供する電気通信業務をいう。以下この条及び第二十三条第三号において同じ。）

イ その一端が移動端末設備（電気通信事業法第十二条の二第四項第三号ロに規定する移動端末設備をいう。）と接続される伝送路設備であつて**総務省令で定めるものを用いる電気通信役務**

ロ 専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として**総務省令で定めるものを用いる電気通信役務**

二 地域電気通信業務に附帯する業務

4 地域会社は、次に掲げる業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、当該業務を開始したときは、総務省令で定めるところにより、**総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない**。

一 前項に規定する業務のほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務

二 他の地域会社の目的業務区域内における通信を媒介する電気通信役務（前項第一号イ及びロに掲げる電気通信役務を除く。）を提供する電気通信業務

5 地域電気通信業務（前項第二号に掲げる業務を含み、目的業務区域内の各都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、**総務省令で別に定める区域**。以下この項において同じ。）と当該目的業務区域内の他の各都道府県の区域との間の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務を除く。第二十三条第三号において同じ。）は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供すること又は地域電気通信業務（電話の役務に係るものを除く。）に係る電気通信役務の適切かつ安定的な提供を確保するために必要があると認められる場合であつて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

- 6 前三項において「目的業務区域」とは、次の各号に掲げる地域会社の区分に応じ、当該各号に定める区域をいう。
- 一 東日本電信電話株式会社 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の区域を合わせた区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で定める区域を含み、**総務省令で定める区域を除く。**）
 - 二 西日本電信電話株式会社 京都府及び大阪府並びに前号に規定する県以外の県の区域を合わせた区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で定める区域を含み、**総務省令で定める区域を除く。**）
- 7 地域会社は、第三項及び第四項に規定する業務のほか、第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務（同項第一号イ及びロに掲げる電気通信役務を提供する電気通信業務**その他総務省令で定める業務を除く。**以下この条において「活用業務」という。）を営むことができる。
- 8 地域会社は、前項の規定により活用業務を営もうとするときは、**総務省令で定めるところにより、あらかじめ、活用業務の実施に関する基準**（以下この条において「実施基準」という。）**を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。**これを変更しようとするときも、同様とする。
- 9 実施基準は、地域会社が活用業務を営むに当たつて遵守すべき次に掲げる事項に関し、**総務省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。**
- 一 活用業務が第三項に規定する業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する事項
 - 二 活用業務が電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する事項
- 10 地域会社は、活用業務を営むに当たつては、実施基準に定めるところに従わなければならない。
- 11 地域会社は、毎事業年度、**総務省令で定めるところにより、活用業務の実施状況その他の総務省令で定める事項を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。**
- 12 総務大臣は、実施基準が第九項の規定に適合しないと認めるときは、地域会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 13 総務大臣は、地域会社が実施基準を遵守していないと認めるときは、地域会社に対し、活用業務が第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するために必要な限度において、実施基準を遵守すべきことを命ずることができる。

○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第六条 （略）

2～4 （略）

5 会社は、外国人等議決権割合に総務省令で定める変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、当該変更の内容を総務大臣に報告しなければならない。

6 会社は、第一項から第三項までの規定の遵守を確保するため、関係職員の知識の習得及び向上を図るために必要な研修その他の措置を講ずるとともに、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、その実施状況を総務大臣に報告しなければならない。

（定款の変更等）

第十一条 会社及び地域会社の定款の変更の決議並びに合併、分割及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、次に掲げる事項の決議は、この限りでない。

一 会社又は地域会社の商号の変更に係る定款の変更

二 電気通信事業を営まない法人であつて資本の額その他の経営の規模が総務省令で定める基準に達しないものの権利義務の全部を地域会社に承継させる合併

三 地域会社の電気通信事業以外の事業であつてその規模が総務省令で定める基準に達しないものに係る権利義務の全部又は一部を他の法人に承継させる分割

四 前二号に掲げるもののほか、第二条第一項又は第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のないものとして総務省令で定める合併又は分割

2 （略）

（重要な設備等の譲渡等）

第十三条 地域会社は、次に掲げる物について、譲り渡し、担保に供し、その他総務省令で定める処分をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

一 電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備

二 電気通信設備の設置に必要な建物その他の工作物及び土地（総務省令で定めるものに限る。）

- NTT法改正の見直しに伴うセーフガード措置として、累次の公正競争条件を法定化するとともに、グループ内の大規模事業者との合併等審査等の規定を整備。
- あわせて、これらを含む公正競争の確保に関する規律の遵守状況等の事後検証を法定化。

特定の事業者との間の在籍出向の禁止

役員兼任の禁止に加え、
固定通信の市場支配的事業者※¹と
特定の事業者※²との間の**在籍出向を禁止**

特定の事業者との有利な条件での取引の禁止

固定通信の市場支配的事業者※¹と特定の事業者
との間の電気通信業務に関する取引について、
通常の条件に比して有利な条件で行うことを禁止

卸関連情報の目的外利用・提供の禁止

接続関連情報に加え、
市場支配的事業者※¹による
卸関連情報の目的外利用・提供を禁止

グループ内の大規模事業者との合併等審査

市場支配的事業者※¹がグループ内の大規模事業者
と合併等をした場合は、**登録の更新**を要することとし、
公正競争の確保の観点から審査

※¹ 固定通信：NTT東西、移動通信：NTTドコモ

※² 市場支配的事業者と密接な関連にある事業者として指定された者：NTTドコモビジネス、NTTドコモ

事後検証の実施

毎年、**規制の遵守状況や競争状況**について、有識者の意見を聴きながら**検証**

- 改正事業法により活用業務に関する規定の見直しを踏まえ、**NTT東西と特定関係事業者との間で新たに追加された禁止行為規制、NTT東西及びNTTドコモによるグループ内合併等審査関係**について規定する必要。

電気通信事業法

① NTT東西に対する禁止行為規制関係（第31条）

- **NTT東西と特定関係事業者との間で新たに追加された禁止行為規制の対象**（p.9 第1項、第2項、第5項関係）
 - ✓ NTT東西と特定関係事業間の役員の兼任、在籍出向等
 - ✓ NTT東西と特定関係事業者間の特定の取引等

② NTT東西又はNTTドコモによるグループ内合併等の審査関係（第12条の2）

- **第30条・第31条の潜脱行為防止等を含む公正競争を確保するための措置の要否等を確認する観点からの合併審査等の対象となるグループ企業（特定電気通信事業を営む者）の範囲**（p.11 第4項関係）
 - ✓ 公正競争に影響を及ぼすおそれが大きいものとして認められる特定電気通信事業の範囲

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

- 第三十一条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（法人である場合に限る。以下この条において同じ。）の次の各号に掲げる者は、特定関係事業者の当該各号に定める者を兼ねてはならない。**ただし、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。**
- 一 取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第四項第一号において「取締役等」という。） 取締役等又は従業者
 - 二 従業者 取締役等
- 2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、特定関係事業者の従業者（**当該特定関係事業者の業務の運営において重要な役割を担う従業者として総務省令で定める要件に該当するものに限る。**次項において「重要従業者」という。）を、当該電気通信事業者の業務のうち、**電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要なものとして総務省令で定めるもの**に従事させてはならない。
- 3 特定関係事業者は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務のうち前項の総務省令で定めるものに従事する者を、当該特定関係事業者の重要従業者として従事させてはならない。
- 4 （略）
- 5 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 一 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。
 - 二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、**特定関係事業者との間で行う電気通信業務に関する取引であつて、その条件が当該電気通信事業者の取引の通常 conditions に比して当該特定関係事業者に有利なものであることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定めるもの**を行うこと。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、**他の電気通信事業者に比して特定関係事業者に有利となる取引又は行為であつて、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれが大きいものとして総務省令で定めるもの**をすること。

6～10 (略)

11 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定関係事業者 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人（当該電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社又は当該会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）である電気通信事業者に限る。）であつて、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一項各号に掲げる者が当該特定関係法人の当該各号に定める者を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務大臣が指定するものをいう。
- 二 子会社 法人がその総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。以下この号において同じ。）又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（登録の更新）

第十二条の二 第九条の登録は、次に掲げる事由が生じた場合において、当該事由が生じた日から起算して三月以内にその更新を受けなかつたときは、その効力を失う。

一 第九条の登録を受けた者が、第三十条第一項の規定により新たに指定をされたとき。

二 第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十三条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）

三 第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十四条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）。

四 第九条の登録を受けた者（第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者たる法人又は第一種指定電気通信設備（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。以下第三十一条までにおいて同じ。）を設置する電気通信事業者たる法人である場合に限る。第四項第二号において同じ。）が、次のいずれかに該当すると

イ その特定関係法人（特定電気通信事業を営むものに限る。ロ及びハにおいて同じ。）と合併（合併後存続する法人が当該第九条の登録を受けた者である場合に限る。）をしたとき。

ロ その特定関係法人から分割により特定電気通信事業の全部又は一部を承継したとき。

ハ その特定関係法人から特定電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。

五～七 （略）

2・3 （略）

4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定関係法人 電気通信事業者たる法人との間に次に掲げる関係がある法人をいう。

イ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。ロ及びハにおいて同じ。）であること。

ロ 当該電気通信事業者たる法人が当該法人の子会社等であること。

ハ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人を子会社等とする法人の子会社等（当該電気通信事業者たる法人及び当該電気通信事業者たる法人との間にイ又はロに掲げる関係がある法人を除く。）であること。

二 イからハまでに掲げるもののほか、政令で定める特殊の関係

二 特定電気通信事業 第九条の登録を受けた者が新たに営むこととなつた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信事業をいう。

三 （略）

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等）

第三十条 （略）

2 （略）

3 第一項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 次のイ又はロに掲げる情報をそれぞれ当該イ又はロに規定する業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報

ロ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に関する情報

二 当該電気通信事業者が法人である場合において、その電気通信業務について、**当該電気通信事業者の特定関係法人（第十二条の二第四項第一号に規定する特定関係法人をいう。次条第十一項第一号において同じ。）である電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること。**

4 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 次のイ又はロに掲げる情報をそれぞれ当該イ又はロに規定する業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報

ロ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に関する情報

二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 他の電気通信事業者（第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

5・6 （略）